

指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの

平成18・9・29・厚生労働省告示538号

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）第5条第1項（同令第7条において準用する場合を含む。）及び第44条第1項（同令第48条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものを次のように定め、平成18年10月1日から適用し、指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成18年厚生労働省告示第209号）は、平成18年9月30日限り廃止する。

（指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの）

第1条 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）第5条第1項（同令第7条において準用する場合を含む。）の規定に基づき指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの及び同令第44条第1項（同令第48条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき基準該当居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものは、次の各号のいずれかに掲げる者とする。

一 介護福祉士

二 居宅介護従業者養成研修（障害者等（障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第2条第1項第1号に規定する障害者等をいう。）に対する入浴、排せつ及び食事等の介護並びに調理、洗濯及び掃除等の家事に関する知識及び技術を得得ることを目的として行われる研修であって、次条の規定により読み替えられた介護保険法施行規則第22条の23第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準（平成18年厚生労働省告示第219号）別表第2に定める内容以上のもの、同告示別表第3に定める内容以上のもの又は同告示別表第4に定める内容以上のものをいう。以下同じ。）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者

三 重度訪問介護従業者養成研修（重度の肢体不自由者であって常時介護を要する障害者等に対する入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに外出時における移動中の介護に関する知識及び技術を得得ることを目的として行われる研修であって、別表第1又は別表第2に定める内容以上のものをいう。以下同じ。）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者

四 行動援護従業者養成研修（知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であって常時介護を要するものにつき、当該障害者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護等に関する知識及び技術を得得ることを目的として行われる研修であって、別表第3に定める内容以上のものをいう。以下同じ。）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者

五 平成18年9月30日において現に居宅介護従業者養成研修の課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者

六 平成18年9月30日において現に重度訪問介護従業者養成研修の課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者

七 平成18年9月30日において現に行動援護従業者養成研修の課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者

八 平成18年9月30日において現に居宅介護従業者養成研修の課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修の課程を受講中の者であって、平成18年10月1日以降に当該研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けたもの

九 平成18年9月30日において現に重度訪問介護従業者養成研修の課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修の課程を受講中の者であって、平成18年10月1日以降に当該研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けたもの

十 平成18年9月30日において現に行動援護従業者養成研修の課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修の課程を受講中の者であって、平成18年10月1日以降に当該研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けたもの

十一 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第2項に規定する政令で定める者

十二 平成18年3月31日において現に身体障害者居宅介護等事業（法附則第34条の規定による改正前の身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条の2第6項に規定する身体障害者居宅介護等事業をいう。）、知的障害者居宅介護等事業（法附則第51条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第4条第7項に規定する知的障害者居宅介護等事業をいう。）又は児童居宅介護等事業（法附則第25条の規定による改正前の児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第7項に規定する児童居宅介護等事業をいう。）に従事した経験を有する者であって、都道府県知事から必要な知識及び技術を有すると認める旨の証明書の交付を受けたもの

十三 この告示による廃止前の指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成18年厚生労働省告示第209号。以下「旧指定居宅介護等従業者基準」という。）第3号に掲げる視覚障害者外出介護従業者養成研修、旧指定居宅介護等従業者基準第4号に掲げる全身性障害者外出介護従業者養成研修又は旧指定居宅介護等従業者基準第5号に掲げる知的障害者外出介護従業者養成研修の課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者

十四 平成18年9月30日において現に旧指定居宅介護等従業者基準第3号に掲げる視覚障害者外出介護従業者養成研修、旧指定居宅介護等従業者基準第4号に掲げる全身性障害者外出介護従業者養成研修、旧指定居宅介護等従業者基準第5号に掲げる知的障害者外出介護従業者養成研修又はこれらの研修の課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者

十五 平成18年9月30日において現に旧指定居宅介護等従業者基準第3号に掲げる視覚障害者外出介護従業者養成研修、旧指定居宅介護等従業者基準第4号に掲げる全身性障害者外出介護従業者養成研修、旧指定居宅介護等従業者基準第5号に掲げる知的障害者外出介護従業者養成研修又はこれらの研修の課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修を受講中の者であって、平成18年10月1日以降に当該研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けたもの

(準用)

第2条 居宅介護従業者養成研修の課程は、介護保険法施行規則第22条の23第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準別表第2から別表第4までの課程を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同告示の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。この場合において、この条により読み替えられた同告示別表第2に定める研修の課程は、読み替えられた同告示別表第3に定める内容以上の研修の課程を修了した者を対象として行われるものとする。

別表第2 講義の項	主任訪問介護員が行う他の	他の
別表第2 演習の項	居宅介護支援	相談支援
	処遇	支援
別表第2 実習の項	認知症の症状を呈する老人等に対する介護実習、主任訪問介護員が行う他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携等に関する実習、老人デイサービスセンターの業務に関する実習、訪問看護に関する実習及び地域包括支援センター又は老人介護支援センターの業務に関する	支援が困難な者に対する介護実習、他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携等に関する実習、他の居宅介護従事者に対する指導監査その他の居宅介護を適切かつ円滑に提供するために必要な業務に関する実習、生活介護を行う事業所等の業務に関する実習及び相談支援事業の業務に関する
	老人保健福祉	保健福祉
別表第3 講義の項及び別表第4 講義の項	訪問介護に関する	居宅介護に関する
	訪問介護員	居宅介護従業者
別表第3 演習の項	訪問介護計画	居宅介護計画
別表第3 実習の項	特別養護老人ホーム等における介護実習及び訪問介護	生活介護を行う事業所等における介護実習及び居宅介護
別表第3 実習の項及び別表第4 実習の項	老人デイサービスセンター	生活介護を行う事業所

別表第1 (第3号関係)

区分	科 目	時間数	備 考
講義	重度の肢体不自由者の地域生活等に関する講義	2	重度訪問介護に従事する者の職業倫理に関する講義を行うこと。
	基礎的な介護技術に関する講義	1	
実習	基礎的な介護と重度の肢体不自由者とのコミュニケーションの技術に関する実習	5	
	外出時の介護技術に関する実習	2	
合 計		10	

別表第2 (第3号関係)

区分	科 目	時間数	備 考
講義	医療的ケアを必要とする重度訪問介護利用者の障害及び支援に関する講義	4	
	コミュニケーションの技術に関する講義	2	
	緊急時の対応及び危険防止に関する講義	1	
実習	重度の肢体不自由者の介護サービス提供現場での実習	3	在宅等で生活する障害程度区分5又は6である肢体不自由者に対する介護サービス提供現場を一か所以上含むこと。
合 計		10	

(注)

この表に定める研修の課程は、別表第1に定める内容以上の研修の課程を修了した者を対象として行われるものとする。

別表第3（第4号関係）

区分	科 目	時間数	備 考
講義	行動援護に係る制度及びサービスに関する講義	2	サービス利用者の人権及び従事者の職業倫理に関する講義も含む。
	行動援護利用者の障害特性及び障害理解に関する講義	2	
	行動援護の技術に関する講義	2	
演習	行動援護の事例の検討に関する演習	4	
	行動援護の支援技術に関する演習	3	
	行動援護の事例分析に関する演習	4	モデルを使ったグループワークによる演習を行うこと。
	行動援護の事例分析の検討に関する演習	3	演習結果の発表及び講評を行うこと。
合 計		20	